

お買上げ配送サービス約款

第1条 (目的・適用)

この約款は、生活協同組合ひろしま(以下、「生協」といいます)の店舗事業のお買上げ配送サービス利用に関するルールを定めます。

第2条 (サービス内容)

利用者が配送サービス実施店舗にてお買上げいただいた商品等について、指定の配送エリア内へのお届けを行います。配送手数料、配送方法、配送サービス営業日、お申込み受付時間、配送時間については別途定めます。

第3条 (利用方法)

利用者は、お買上げいただいた商品等を、「常温」、「冷蔵」、「冷凍」に分けて箱詰めをいただき、生協店舗のサービスカウンターにて利用登録の申込を行います。

第4条 (商品等のお届け)

商品等の配送方法は、「手渡し」を基本とさせていただきます、不在時には、玄関先等に商品等を置いておくようになります。

利用者は商品等を受領した時(不在時には玄関先等に商品等を留め置いた場合は、その時点において「商品等を受領した時」とみなす。)に商品等の引渡しを完了し、所有権を移転するものとします。

第5条 (商品等のお届けができない場合)

災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、その他の事由によって商品等のお届けができない場合があります。

第6条 (協議解決)

本約款に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

第7条 (管轄裁判所)

利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8条 (本約款の変更)

生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本約款を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 利用者への配布
- ② 電子メールの送信等の電磁的方法
- ③ WEB サイトへの掲示
- ④ 定款に定める公告の方法その他生協が定める適正な方法